

## 【重要】店頭デリバティブ取引に関する税制改正について

2011年12月22日

お客様各位

サン・キャピタル・マネジメント株式会社

平素よりサン・キャピタル・マネジメント株式会社をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に参議院本会議で可決・成立しました。これに伴い租税特別措置法もその一部が改正され、個人のお客様の行った外国為替証拠金取引・外国為替オプション取引「以下（店頭デリバティブ取引）といいます。」などの損益に係る税制が以下の通り変更されます。

なお、この改正は、平成24年1月1日以後に実現した店頭デリバティブ取引に係る損益について適用されます。

### 今回の税制改正の3つのポイント

#### 1. 申告分離課税（一律20%）の対象になります。

これまで給与所得などと合算され総合課税（最高税率50%）されていましたが、先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に店頭デリバティブ取引に係る差金等決済が加わり申告分離課税の対象になります。確定申告をする際の税率は一律、所得税15%、地方税5%です。

（これまで、申告分離課税は取引所取引のみに認められていました。）

#### 2. 取引所デリバティブ取引との損益通算が可能になります。

店頭デリバティブ取引で発生した損益と取引所デリバティブ取引で発生した損益の損益通算が可能になります。

（これまで、店頭デリバティブ取引と取引所デリバティブ取引との間における損益通算は認められていませんでした。）

#### 3. 損失繰越控除の適用期間が3年間になります。

損益通算後の損失について、その翌年以降3年間にわたり損失額を繰越控除することが可能になります。損失繰越控除の適用を受けるためには、損失が発生した年およびその後の3年間について確定申告を行う必要があります。

（これまで、店頭デリバティブ取引では損失を翌年以降に繰り越すことは認められていませんでした。）

これらの改正による最大税率の軽減や損失の繰越控除が可能になる等、投資家の皆様にとって、よりお取引いただきやすい環境が整います。

※詳細につきましては国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp/> でご確認いただくか、最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

【平成 24 年以降の損失繰越控除の仕組（例）】

発生年度：120 万円の損失⇒3 年目まで繰越可能

1 年目：30 万円の利益⇒前年の繰越損失と相殺（損失の繰越：-90 万円）

2 年目：50 万円の利益⇒前年の繰越損失と相殺（損失の繰越：-40 万円）

3 年目：20 万円の利益⇒前年の繰越損失と相殺（損失の繰越はできない）

4 年目：50 万円の利益⇒課税対象金額

発生年度	1年目	2年目	3年目	4年目
年間損益	年間損益 +30万円 繰越損失 -90万円 控除額 -30万円 その年の利益から控除	年間損益 +50万円 繰越損失 -40万円 控除額 -50万円 その年の利益から控除	年間損益 +20万円 繰越損失 -20万円 控除額 -20万円 その年の利益から控除	年間損益 +50万円 損失の繰越はできない
課税対象金額	0円 = 0円（課税なし）	50万円-50万円 = 0円（課税なし）	20万円-20万円 = 0円（課税なし）	50万円

損失の繰越控除により、各年の利益が過去の損失と相殺されるため、課税対象金額は 0 円となります。